

委員 長 報 告 書

さる 9 月 14 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 5 号 橋本市立岡潔数学体験館設置及び管理条例について

議案第 7 号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

議案第 10 号 市道路線の認定について

を審査するため、9 月 19 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 5 号は、世界的な数学者である岡潔博士の功績を称え、その業績を後世に伝えるとともに、市民に算数・数学の意義や楽しさを伝えることによりその関心を高め、地域文化の振興と発展に寄与することを目的として、橋本市立岡潔数学体験館を設置するものである。

委員から、市外居住者の入館料 200 円の積算根拠と、有償事業の内容について ただしがあり、入館料については、想定年間経費を来館予定者数で割り、その 10%に消費税を加算したものである。また、有償事業については史跡ガイドツアーなど大人を対象とした事業を考えている との答弁がありました。

指定管理者制度活用の予定について ただしがあり、橋本市岡潔数学 WAVE では指定管理者の指定を受けることが現状難しいとのお話であったことから、まず市で管理運営していくなかで指定管理の内容を検討していく との答弁がありました。

橋本市岡潔数学 WAVE との連携について ただしがあり、来場者への説明や講座等でご協力いただく予定である との答弁がありました。

議案第 7 号は、本市とかつらぎ町の住民の利便性の向上と互いの交流促

進のため、双方の社会体育施設等を市内町内料金で使用できるよう所要の改正を行うものである。

委員から、今後橋本市民がかつらぎ町民と同額で利用できることになる施設について ただしがあり、かつらぎ公園テニスコート、かつらぎ公園グラウンド、中飯降公園グラウンド、河南公園グラウンド、かつらぎ西部公園パークゴルフ場、かつらぎ体育センターの6施設が対象となる見込みである との答弁がありました。

九度山町や高野町においても同様の制度となるよう働きかけているか とのただしがあり、定期的を開催している橋本伊都副市町長会において協議したい との答弁がありました。

議案第10号は、積水ハウス不動産関西株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路を橋谷東善寺線として、新たに市道認定するものである。委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。